

議会改革推進特別委員会 作業部会B【第3回報告書】

日時：2026年5月18日(月)15時00分～

出席者：内藤委員長、柳田副委員長、八尾委員、山口委員（公明党）、横井委員、柿本委員、
下村委員

【政務活動費の宿泊費の上限金額の変更について】

○事務局より理事者側の特別職の宿泊費に合わせた水準とする旨を説明。委員より「都道府県によって上限額が異なるが、状況などによってその金額で収まるのか疑問である。上限を一律27000円にしてはどうか。」と提案があったので、次の委員会で諮ることとする。

【項目④：地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決事項の検討について】

○提案会派である日本維新の会より趣旨説明を行い、第5次総合計画以外の個別計画についても計画の段階で議会の意思を反映すべきであるという提案について協議した。

○提案趣旨は以下のとおりである。

- ・令和6年6月の幹事長会で日本維新の会より、「総合計画に関連するような個別計画についても、計画段階で議会の意思を反映できるようにすべきではないか」という提案があり、総合計画以外の個別計画を議決対象に含ませることについて、議会運営委員会でも議論してきたが、結論に至るまでに改選を迎えた。
- ・奈良県では条例で、法令により知事その他の執行機関が策定することとされているものを除く計画であって、計画期間が5年以上のものを議決対象にするとなっているが、その条件に該当する計画は94件ある。
- ・94件の計画は、定例会の約2か月前の各常任委員会で報告等がされ、その場で質疑等できる。
- ・94件ある計画のうち、実際に議案として上程されている計画は29件である。
- ・奈良市議会でも県の条例等にならい、法令により市長その他の執行機関が策定することとされているものを除く計画であって、計画期間が5年以上のもの個別計画を議決対象にしてはどうか。
- ・またあわせて、個別計画については、「こういう計画を立てようと思っている」、「このような案で計画を制定しようと考えている」ということを各常任委員会で報告していただき、質疑できるようにしてはどうか。

○委員の意見は以下のとおりである。

- ・どの計画を対象とするのか、提案会派から候補を挙げていただくのはどうか。
- ・(提案会派)奈良市には85計画あり、うち26計画が法的策定義務のあるもので、残りは59計画である。計画を議会に付している奈良県に聞くと、県全体に係るものは全て委員会に諮っているとのことだった。奈良市でも同様に絞れたらなと会派の中で相談したときに、パブリックコメントを実施しているものについてはどうかという案は出た。

- ・「個別具体的な範囲」を明確にする必要がある。
- ・奈良県では法的策定義務のある計画は議会に諮っていないとのことだが、それは何故か。
※事務局より、長が策定の権限をもっているものを議会の議決に付すというふうに変更することは法の趣旨に反する可能性があり、違法な条例になる可能性があるためではないかと説明。
- ・法的策定義務のある計画は重要な計画であり、それを除く他の計画を議決対象とすることに違和感を感じる。
- ・議会での審議の目的を明確にすることで、どのような手法がとれるのかは変わってくる。
例えば、法的策定義務のある計画は議案としての上程はなじまなくとも、常任委員会で理事者からの報告・所管審査としての質疑はできる。議案として審議するなら、計画策定の必要性や期間など、計画の中身ではなくより大きな議論になる可能性があるのでは。
- ・計画の施行時期を踏まえると、議会の意見を反映させるためにはどのタイミングで報告していただく必要があるのか。(パブコメがあるかないかにもよる。)
- ・まずは、来年度から計画期間がスタートする(今年度策定する)計画の策定予定を常任委員会で報告を求めることからスタートしてはどうか。
- ・報告、委員会での審議を通じて、議案として上程の必要があると思われるものについては、条例改正が必要となる。

○作業部会で議論した内容を、委員会でも議論することとする。

【項目⑥：議員報酬について】

○委員長より、以下の事項を共有した。

- ・報酬等審議会の開催日時、場所、傍聴、審議内容
日時：5月21日(木)午前9時30分 中央棟6階第1研修室
傍聴の定員：10名で先着順
傍聴の受付：当日午前9時から9時15分までの間に開催場所にて行う
審議内容：議員報酬に関することのみである。
- ・報酬等審議会の答申が返されてから改めて議論を開始する。

【項目⑩：無所属議員の議会運営への参画について】

○幹事長会については、前回の委員会で委員より「無所属議員から幹事長会の傍聴の申し出があれば、議長の許可により傍聴を可能とするようなルール整備をすればいいのではないか。」「幹事長会でやるべき案件ではないか。」という意見が出たことを受け、委員長より幹事長会で議論いただくのはどうか提案があり、異議がなかったため、次回の委員会でそのように報告することとする。

○議会運営委員会については、前回の委員会で、事前に議題を周知することは事務局負担が大きいため、委員外議員の発言を活用する方向で協議を進めることとなっている。委員外議員の発言の運用の仕方について協議した結果、現行の会議規則に基づいた運用（事前の申出は不要で、委員会を傍聴し、意見があれば挙手し、異議がなければ発言する。）で対応することを次回の委員会で報告することとなった。

【項目⑪：SNSの利用について】

○前回の委員会でガイドライン案について2つの意見が出された。

- ・ガイドラインの最後に記載のある「違反時の対応」について文言を修正すべき
- ・ガイドラインに議会中継映像の切抜きについて記載を盛り込むべき

○前回委員会での意見を受けて、以下の2つを協議した。

◇協議事項①

- ・ガイドラインの「4 違反時の対応」について、前回の委員会で指摘のあった事項について、正副委員長案を提示。協議した。

⇒「4 違反時の対応」の修正案については作業部会としては合意する。

「3 基本原則 (14) ③」に「国籍」を含めてはどうかという意見が出たため、委員会で諮ることとする。

◇協議事項②

- ・事務局より、議会中継映像に係る運用方法等について説明。
- ・奈良市議会の中継映像を奈良市議会議員が使用する際の留意事項をガイドラインに記載する場合の正副委員長案を2つ提示。
※著作権者は奈良市となる。また、ガイドラインの対象範囲は市議会議員であり、議員以外を対象外となる。

案1) 現状どおりの対応を行う。

ガイドラインには、「奈良市議会中継映像の使用に関しては、著作権法第32条第1項で規定する引用により行うものとする。なお、引用に当たっては、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲で行うとともに、出所を明示することとする。」と記載する。

案2) より強い規制を行う。

ガイドラインには、「奈良市議会中継映像の使用に関しては、著作権法第32条第1項で規定する引用により行うものとする。ただし、その使用範囲は自身の質疑に係る部分とする。なお、引用に当たっては、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲で行うとともに、出所を明示することとする。」と記載する。

○委員の意見は以下の通りである。

- ・提案の趣旨は、特定の議員や執行部をけなすことを防ぐためにつくろうということか。
- ・立法事実は、SNSへの投稿に関する議会中継の著作権の問題と、切抜き画像・映像に関する他議員への影響の2点である。
- ・(事務局の補足) 著作権の侵害について事務局が判断するのは難しいため、引用する本人の良識的な判断によるものになる。著作権者の許可を得た場合は、ガイドライン外の部分を引用することも可能になる。著作権と著作者人格権というのがあり、映像に映っている人にも許可が必要になる。
- ・引用元を明示すれば許可を得る必要はないので、そこを守れば、いちいち許可を取らなくてもいいのではないか。
- ・事前に議員や理事者に許可を取ればいいのではないか。
- ・著作権ではなく肖像権に関する問題ではないか。
- ・議会中継映像の使い方のルールを決めるべきではないか

EX) 映像の使用範囲：自身の質疑のみか、自身の質疑に係る答弁も含むのか、自分以外の他の議員の質疑を含むのか

映像の編集範囲：無編集のみ認めるとするのか、発言の趣旨を歪曲しない範囲であれば映像の編集（発言の切除、発言の間の切除、1.2倍速等）を認めるのか

⇒A案、B案両方を委員会で提示し、議論することとなった。